## 宇治市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 28 日

宇治市監査委員 森 真二 松岡 ゆかり 水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日平成31年1月7日(宇治市監査委員公表第1号)
- 2 当該通知に係る事項 次のとおり。

監査対象

建設部 住宅課

監査期間 平成30年10月2日 ~ 11月21日

	監査結果(指摘事項)	措置状況等(改善内容)
1	市営住宅使用料収入状況について 滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられ た。適正な管理に努められたい。	滞納使用料の債権管理については、監督職員から担当職員 へ適時・適切に指示し、納付指導等の事務手続を遅滞なく 行います。また、退去者の債権管理についても、過去の納 付指導の経過等を確認し、個別に対応を進めます。